（関税暫定措置法の一部改正）

第四条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に、「及び別表第一の六」を「及び同表」に改め、同項ただし書中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、「飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（以下この条において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の効力発生の日（以下「協定発効日」という。）から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び」及び「（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）」を削り、同条第四項中「各項」を「同表の各項」に改め、同項第一号中「同表第一五項」を「別表第一の六第一五項」に改め、同条第六項中「輸入数量を」を「物品の輸入数量（飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条第七項中「（証明書類の交付及び統計の閲覧等）」に改め、同条第八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「並びに」を「及び」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量（協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る。）及び」及び「（協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。）」を削り、「年度中のこれらの」を「年度中の同表に掲げる」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「関税定率法第三条」を「同法第三条」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定」を「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。）」に改め、「との合計数量」を削り、同項第二号及び同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の八第一項中「協定発効日」を「オーストラリア協定の効力発生の日」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改める。

別表第一第二二・〇六項の次に次の一項を加える。

二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	無税
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。） 一　アルコール分が九〇％以上のもの ㈠　その他のもの Ｂ　その他のもののうち バイオマス（動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの	

別表第一第二九〇九・一九号中「エタノール」を「エチルアルコール（エタノール）」に改める。

別表第一の三中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改める。

第五条　関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

別表第一第〇三・〇三項を次のように改める。

〇三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとしびやも（マルロトゥス・ムルダス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	七％
〇三〇三・五四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）の魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	四・二％
〇三〇三・九一	肝臓、卵及びしらこ	七％
〇三〇三・九九	二　その他のもの ㈠　たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のうち さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	

別表第一第〇三・〇七項を次のように改める。

〇三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱によるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	無税